

第4次那須塩原市男女共同参画行動計画（素案）に関する市民意見募集
（パブリックコメント）の結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和4年11月24日（木）から令和4年12月22日（木）まで
 (2) 意見提出者数 4人（個人4人）
 (3) 意見件数 9件
 (4) 提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
人数	1人	0人	0人	3人	4人

2 提出された意見の要旨とそれに対する市の考え方

第4次那須塩原市男女共同参画行動計画（素案）に関する意見募集を行った結果、4名の方から計9件の御意見をいただきました。

提出された御意見については、担当課とも協議のうえ、次のとおり市の考え方をまとめました。

なお、修正した箇所を黄色で塗りつぶした、「第4章 施策の内容」を添付しています。

番号	意見の要旨	市の考え方
1	<p>P1【1 計画策定の趣旨】</p> <p>趣旨、制定の趣旨が国や県の動向にそうという外部的な要因ばかりで、市としてどのような社会を目指すかが見えない。</p> <p>男女共同もダイバーシティも権利の養護や弱者救済だけが目的ではなく、社会が多様性を高めることで、より成熟した強い社会、強い組織が多く存在する社会を目指すものです。</p>	<p>1ページ「計画策定の趣旨」の下から2行目の前に、「那須塩原市は、男女共同参画社会や性別に限らず様々な属性と個の違いを尊重するダイバーシティを促進することで多様性を高め、新たなイノベーションなどの付加価値を創出し、持続可能なまちづくりを実現するために、今後も男女共同参画を推進してまいります。」を加えます。</p>
2	<p>P23【1 基本理念】</p> <p>(6)国際社会の動向を踏まえた取組とあるが、なぜ国際社会は男女共同社会、多様性の社会を目指しているのか、なぜ、国際的な大企業は経営陣に多様性を持たせようとしているのかを考える必要がある。</p> <p>(1)～(5)は社会の弊害を是正するもので、大切なことだが、社会の多様性を高めることが社会の強化につながるメリットも示すべきである。</p>	<p>本計画の「基本理念」は、市男女共同参画推進条例を引用することを基本としています。</p> <p>なお、多様性について上記「番号1」に加えました。</p>
3	<p>P32【②女性の再就職に対する支援】に追記</p> <p>リカレント教育に関する情報の明記を。（経済産業省や厚生労働省、文科省が学び直しやスキルアップ、資格取得について取組んでいるため。）</p>	<p>女性の再就職に対する支援については、これまでもハローワーク等の各関係機関が各種事業を実施しており、「リカレント教育」に関する実施事業もその中に含まれているものと捉</p>

	<p>文科省の「マナパス」、厚生労働省の「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」など、市民の目に触れやすい所に提示する。(情報提供の場を設ける、みいなに女性のキャリアアップ講習の記事を掲載する等。)</p>	<p>えております。</p> <p>このことから、32ページの事業の内容では、これらの各種事業を大きく捉えた表現として記載しているため、文言の追記は行わないこととさせていただきます。</p> <p>なお、女性の再就職支援に資する情報提供については、関係機関との連携を図りながら、市民の皆様が届きやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、「みいな」につきましては、27ページの事業名「男女共同参画情報紙『みいな』等による広報・啓発」により、今後も編集委員とテーマを協議し、市民に必要な情報を適宜発信してまいります。</p>
4	<p>P32【③商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進】に、IT分野への推進も検討されたい。</p>	<p>「③商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進」については、女性が経営に参画することを促す項目ですので、進むべき分野(IT分野)を特定するものではありません。</p>
5	<p>P33【施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備】への追加を検討されたい。</p> <p>「女性の健康問題への取組についての気運の醸成」</p> <p>女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。</p> <p>また、女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る視点から、保健所、市町村保健センターにおいて母子保健医療に携わる医師、保健婦、助産婦、看護婦等に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修等の充実を図る。</p> <p>なお、飲酒、摂食障害及び薬物乱用などについては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、健康被害に関する国民への正確な情報提供に努める。喫煙については、健康被害についての十分な情報提供や、公共の場や職場での分煙の徹底及び効果の高い分煙についての知識の普及に努める。</p> <p>「女性の健康保持のための事業等の充実」</p> <p>避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な</p>	<p>33ページ「施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備」の「①生涯を通じた心と身体の健康支援」において、「事業番号47 がん検診の推進」の「事業の内容」中の結びに、「さらに、女性特有のがん検診及び精密検査の重要性について、普及・啓発を図ります。」を加えます。</p> <p>次に、「事業番号48 生活習慣病の予防」の「事業の内容」中の結びに、「性差に応じた健康を保持するため、骨粗しょう症検査の重要性について、普及・啓発を図ります。喫煙や飲酒について、正しい知識の普及・啓発を図ります。」を加えます。</p> <p>次に、「事業番号49」の「事業名」を「妊産婦の支援」から「妊娠・出産期における女性の健康支援」に変更することに加え、「事業の内</p>

	<p>問題について、心の悩みも含め気軽に相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。</p> <p>女性に特有な健康状態あるいは女性に多く見られる疾病について、調査・研究を進める。</p> <p>さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の視点から、各種施策の実施状況及び社会情勢の変化等に応じて施策の充実のための総合的な検討を行う。</p> <p>上記2項目は国の男女共同参画局で、「生涯を通じた女性の健康支援」に明記されている項目です。</p> <p>女性への健康被害防止と更年期障害への理解への取組は必要と考えることから、本計画に追記するべきではないかと思えます。</p>	<p>容」を「不妊・不育治療の支援並びに妊産婦の健康診査及び相談を実施することにより、身体的、精神的及び経済的にも安全安心な妊婦や出産が可能となるよう取り組みます。」と表記し、女性に寄り添う体制を確立してまいります。</p> <p>なお、更年期障害に関する理解への取組は、「世界メノポーズデー」や「女性の健康習慣」をホームページなどで広く周知することにより、対応したいと考えております。</p>
6	<p>目標値の設定について、達成できそうな数値を入れるのではなく、できるだけ施策が目指しているところの社会が実現することを想定してほしい。実際に市として直接手が届かない部分もあることは理解できますが、意識付けなど、到達目標を100と設定することが可能な項目もあると思います。100になることは不可能かもしれないけれど、市民に目指すべき社会をしっかりと示して欲しい。</p> <p>P39【3 計画が目指す目標値】</p> <p>「男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合」が3.3%であるのに対して、「家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合」が26.9%の現状では、仕事と家庭の両方で負担が重くなっている人が多く存在すると考えられます。性別的役割分担の考えが限りなく無くなり、かつ、家庭生活においても、互いの地位が平等になることを目指す指標にしてほしい。</p>	<p>一つは、「性別による役割を固定する考えを持つ人の割合を減らす」、もう一つは、「家庭生活における男女の地位が平等になっていると感じる人の割合を増やす」という指標で、どちらも互いの地位が平等になることを目指すものとなっています。</p>
7	<p>P41【①職場における男女共同参画の推進】</p> <p>「家族経営協定締結件数」について、件数だけでは全体像が見えないので、母数を入れることはできないでしょうか。</p>	<p>41 ページ「家族経営協定締結件数」について、目標設定指標を「家族経営協定締結件数の割合」に、基準値(R3年度)を「16.1%」、目標値(R9年度)を「20.0%」と、割合での表記に改めます。</p>

8	<p>P43【①暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進】</p> <p>「夫婦間における『平手で打つ』を暴力として認識する人の割合」は、目標値は 100 にすべきではないでしょうか。</p>	<p>第 3 次行動計画期間中の達成状況（市民意識調査：R3,H30,H27）を勘案して設定しています。</p> <p>100%は理想ですが、直ちに実現する見込みのない目標そのものの有効性は薄いと考えられますので、本計画では前述のと通りの目標値としました。目標値は、順次 100%に近く設定していく見込みです。</p>
9	<p>P1【1 計画策定の趣旨】</p> <p>男女共同参画行動計画に至った経過を、計画策定の趣旨に加えるべきと思い以下のように意見を述べます。</p> <p>2行目の後に「国連は、昭和 50 年（1975 年）メキシコシティで平等・開発・平和をテーマにして国際婦人年世界会議を開催し、同年の国連総会で国連婦人の 10 年（'76 年～'85 年）とする事を決定しました。昭和 54 年（1979 年）には、国連総会で『女子に対するあらゆる差別撤廃条約』が採択されました。日本では昭和 60 年（1985 年）に同条約を批准し、あらゆる女性差別をなくすための具体的措置が義務づけられ国や自治体で実施計画を持つことになりました。」を挿入し次の 3 行目に続ける。</p>	<p>「計画策定の趣旨」を記載しているため、男女共同参画行動計画の策定に至った経過ではなく、未来に向けた持続可能な社会を目指すことを（番号 1 参照）、記載させていただきます。</p>